

# 東京都立石神井高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

校長 決定

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。
- (2) 本校は、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に組織的に取り組み、生徒が安心して学習その他の教育活動に参加できる学校づくりを推進する。
- (3) いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであることを踏まえ、教職員全体でいじめに対する共通理解を図り、見過ごすことのない体制を構築する。
- (4) いじめへの対応にあたっては、行為の態様や当事者の認識にかかわらず、生徒が心理的苦痛を感じている場合には、いじめの可能性を前提として対応する。

## 2 本校及び教職員の責務

本校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対応する責務を有する。

教職員は、日常的な生徒観察と関わりを通して生徒の変化を把握し、いじめの兆候を認知した場合には、原則として当日中に管理職へ報告し、組織的対応につなげる。

(いじめ防止対策推進法第8条、東京都いじめ防止対策推進条例第7条)

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

本校におけるいじめ防止、早期発見及び早期対応に関する取組を実効的に推進するため、いじめ対応の中核機関として設置する。

#### イ 所掌事項

- ・学校基本方針に基づく取組の計画、実施、検証及び改善
- ・いじめに関する相談及び通報への対応
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、整理及び共有
- ・いじめ事案発生時における初期対応方針の決定
- ・被害生徒への支援及び加害生徒への指導に関する検討
- ・保護者及び関係機関との連携

#### ウ 会議

原則として学期に1回開催する。

ただし、いじめが疑われる事案が発生した場合には、速やかに臨時会を開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会に対して専門的見地から助言及び支援を行い、いじめ対応の充実を図る。

### イ 所掌事項

学校いじめ対策委員会に対する助言及び支援を行う。

### ウ 会議

年1回以上開催する。

また、学校いじめ対策委員会を支援する必要があると判断した場合には、適宜会議を開催する。

### エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、民生委員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

ア 全ての生徒が健全な社会性を身に付けられるよう、規則正しい態度で授業、学校行事、部活動等に参加できる指導を行う。

イ 日常の授業、ホームルーム活動、部活動、生徒会活動等を通して、他者を尊重する態度や道徳心を育成する。

ウ いじめは決して許されない行為であることについて、発達段階に応じた指導を行う。

エ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、共通理解を図る。

オ いじめの背景にあるストレス要因に着目し、スクールカウンセラーと担任等が連携して相談体制を整える。

カ SNS等のオンライン上のコミュニケーションを含むいじめへの対応として、情報モラル教育を計画的に実施する。

### (2) いじめの早期発見のための取組

ア いじめに関するアンケートを学期ごとに全学年を対象として実施する。

イ 日頃から生徒との温かな触れ合いを重視し、信頼関係の構築に努める。

ウ 教職員が連携して生徒の変化に気付き、些細な兆候であっても見過ごすことなく、いじめの可能性を念頭に迅速かつ具体的に対応する。

エ スクールカウンセラーを全学年に紹介し、相談室の利用促進を図る。

オ 担任と生徒との個人面談を計画的に実施し、必要に応じて継続的な支援を行う。

### (3) いじめに対する早期対応

ア いじめが疑われる場合には、被害生徒の安全確保を最優先とし、速やかに管理職へ報告し、組織的対応を開始する。

イ 被害生徒の心理的回復及び学校生活への円滑な復帰を重視し、必要に応じて別室対応、学習配慮等を行う。

ウ 加害生徒に対しては、事実関係を丁寧に確認した上で、再発防止を目的とした指導を組織的に行う。

エ 犯罪行為として扱われる可能性がある場合には、警察等関係機関と連携して対応する。

#### (4) 重大事態への対処

##### ア 重大事態の定義

次のいずれかに該当すると認められる場合を重大事態とする。

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより相当期間（年間 30 日を目安）欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- ・生徒又は保護者から、重大事態に至ったとの申立てがあった場合

##### イ 対応

重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、その指示を踏まえて適切に対応する。

#### 5 教職員研修

教職員一人一人がいじめ問題に関する正しい理解を深め、適切に対応できるよう、計画的に校内研修を実施する。

#### 6 保護者との連携及び啓発

保護者との信頼関係を基盤とし、いじめに関する情報共有及び意見交換を通して、家庭との連携を図る。

#### 7 地域及び関係機関との連携

警察、児童相談所、関係支援機関等と連携し、情報共有体制を整備する。

#### 8 プライバシーへの配慮

いじめに関係する全ての生徒のプライバシーに十分配慮し、関係文書及び記録の適切な管理を行う。

#### 9 学校評価及び基本方針の見直し

学校評価の結果等を踏まえ、本基本方針の改善を行う。

#### 補足

本方針は、国の「いじめ防止基本方針」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき策定する。